令和4年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会(臨時会)会議議事予定 (令和4年10月4日(火)午前10時~ 場所:職員会館メルクス 2階中小会議室)

# 1 諮問案件の審議

- (1) 「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について
  - ① 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を 目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について
  - ② 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された 個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関:住民税非課税世帯等給付金プロジェクト

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について

諮問機関:総務部総務課

2 その他

4 健総第 5 1 1 号 令和 4 年 9 月 1 5 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五 (住民税非課税世帯等給付金プロジェク)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について

- 1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無 (条例第9条第3項第4号)について
- 2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

#### 【諮問案件】

「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について

- 1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を 目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について
- 2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された 個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うこと の公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

## ○業務概要

久留米市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響により、一段と厳しい状況に 直面する低所得世帯の支援を目的として、令和4年度住民税が非課税となっている約41, 000世帯(世帯員数は約60,000人)に対して、国が住民税非課税世帯に支給する給 付金とは別に市の独自事業として、世帯員数に応じた給付金(世帯員1人につき1万円)を 支給することとしている。

当事業を実施するためには、対象者の特定や給付金支給のための情報の取得が必要である。 そこで、本プロジェクトが保有する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務で収集した個人情報を目的外利用したいと考えている。

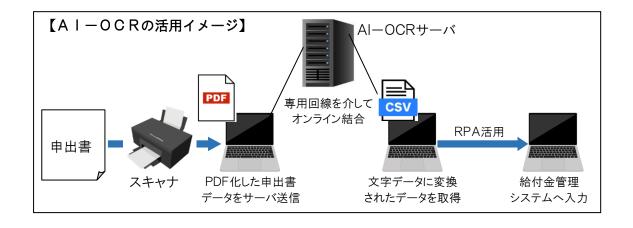
また、給付金の支給に当たり、市が口座情報を保有していない方及び振込口座の変更を希望する方には、給付金振込口座を記載した書類を提出していただく。当該書類の件数は、上記目的外利用を承認いただいたとしても、約12,000件に及ぶと見込まれる。そこで、AI-OCR(%1)を導入し、口座情報等の個人情報をデータ化する。併せて、RPA(%2)を活用し、システムへの入力業務を自動化したいと考えている。

## **※**1 A I − O C R

手書きの書類や帳票の文字を読み取り、デジタル文字に変換する技術。AI技術を活用することで、より高い精度の文字認識を可能とする。

#### **※**2 R P A

定型的なパソコン操作を記録して、人の代わりに自動で作業するソフトウェア



1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非 課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報 を目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

## (1) 目的外利用をする個人情報の内容

- ① 住民税非課税世帯等給付金業務に係る情報住所(直近異動日含む)、氏名、生年月日、性別、続柄、電話番号、口座情報、課税情報、扶養情報、生活保護費受給情報、住基コード、世帯コード
- ② 特別定額給付金業務に係る情報 口座情報

## (2) 公益上の必要性について(条例第9条第3項第4号)

個人情報の目的外利用をすることなく給付金を支給するためには、市広報紙などを通じて 当事業の周知、問い合わせ、対象者の確認、申請書の送付、提出という経過となり、申請に 至るまでに多くの時間を費やすこととなる。併せて、情報が行き届かず、申請が漏れ、給付 金の支給に至らないケースも起こりうる。

一方、前述の個人情報を目的外利用し、事前に対象世帯及び口座情報を特定すれば、プッシュ (申請不要)型による支給が可能となるため、給付金の早期支給及び事務の円滑化を図れる。

以上のことから、当事業実施のため個人情報を目的外利用することは、公益上の必要性があると考える。

なお、当該目的外利用に係る本人通知(第9条第4項本文)については、対象者に支給の 案内として送付する通知書に住民税非課税世帯等給付金業務及び特別定額給付金業務にお いて収集した個人情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

#### (1) 提供する個人情報の内容

住民番号、世帯番号、続柄、氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、送付先郵便番号、送付先住所、課税年度、課税・非課税フラグ、銀行コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義

## (2) 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

AI-OCRにより、作業時間の削減や業務の効率化が図られるとともに、RPAを組み合わせることで誤入力等のミス防止が図られるなど業務の正確性も向上する。

一方、AI-OCRを導入するためには、申出書に記載された個人情報をオンライン結合によりサーバへ提供するほか方法がないことから、当該オンライン結合は公益上の必要性があると考える。

## (3) 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

① ネットワークの安全性について 庁内のシステムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインタ ーネット環境とは切り離されたLGWAN(※3)環境下にある。

#### ② システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申出書のPDFデータは、5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト(※4)の実施、ファイアウォール(※5)によるアクセス制御、WAF(※6)によるセキュリティ強化、IPS(※7)による不正アクセスの検知等の措置を講じている。

## ③ 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、サーバを保管しているデータセンターへの入館者を最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置を講じている。また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠した上で、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は常時監視カメラで記録することとしている。

以上のことから、当該オンライン結合等により、個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

# **※**3 LGWAN

自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。 情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一 定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程の セキュリティが確保されている。

※4 ネットワークペネトレーションテスト

実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性が ないかどうかをテストする手法

# ※5 ファイアウォール

ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信 を防ぐシステム

### **※**6 WAF

ファイアウォールの一種で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

## **※**7 I P S

不正侵入防御システムのことで、不正アクセスを検知し、通信を遮断する機能

#### ○実施時期

審議会承認後

4 総第 8 9 0 号 令和4年9月13日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様



# 諮問書

久留米市個人情報保護条例第24条及び情報公開条例第33条の規定により、下記の ことについて貴審議会の意見を求めます。

記

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報 公開条例等の改正について

# 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、 久留米市情報公開条例等の改正について

# 1 改正の趣旨

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正され(以下「改正法」という。)、令和5年4月から自治体にも改正法が適用されることとなります。

これにより、これまで久留米市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づき 運用していた本市の個人情報保護制度については、令和5年度から改正法に基づく運 用へ変更することとなります。

今後、改正法に基づく全国共通ルールによる新制度への移行に向けて、改正法により条例で定めることとされた事項等を規定するため、条例の改正を行います。

あわせて、情報公開制度との整合を図るとともに、情報公開・個人情報保護審議会 及び情報公開・個人情報保護審査会の設置規定の整理等のため、久留米市情報公開条 例及び久留米市行政不服審査会条例並びに関係例規についても改正を行います。

# 2 個人情報保護条例改正に係る諮問事項

項目	現行条例	改正法	対応案
決定期限 【事項 1 】	・開示請求の翌日から14 日以内 ・訂正請求・利用停止請求 の翌日から28日以内	・開示請求から30日以内 ・訂正請求・利用停止請求 から30日以内	<ul><li>・いずれも請求から</li><li>30日以内とする</li><li>※ただし、開示請求の期限は14日以内の運用を基本とする</li><li>現行から変更あり</li></ul>
開示請求の 手数料 【事項2】	・手数料は無料 ・写しの作成、送付の実費の み請求者負担	・手数料を徴収 (参考 国の機関は一件 300円を徴収) ・自治体の手数料は、実費 の範囲内で条例で定める 額(無料も可) ・写しの作成に係る実費分 を徴収可	・手数料は無料とする ・写しの作成、送付 の実費を徴収する 現行から変更なし

項目	現行条例	改正法	対応案
審査請求の 手続き 【事項3】	<ul> <li>審査請求から諮問までの期限:14日以内</li> <li>諮問から実施機関への答申の期限:90日以内</li> <li>答申から裁決までの期限:14日以内</li> <li>※現行の審査会は、市情報公開条例を根拠に設置</li> </ul>	・期限の定めなし ※行政不服審査法第 81 条 第1項の機関として設置	・いずれの期限も定 めない 現行から変更あり
匿名加工 情報手数料 【事項4】	(規定なし)	<ul> <li>・政令で定める額を標準として定める</li> <li>※中核市での取組は任意</li> <li>[標準額]</li> <li>(・1 提案あたリ 21,000 円・作成に要する時間に応じた額(3,950 円/時間)・作成を外部委託した場合の委託料</li> </ul>	・R5.4.1 からの取組 開始は見送るため 手数料を定めない ※運用の構築に一定 の準備期間を要す るため 現行から変更なし
審議会	(諮問) ・調査審議事項を規定 ※オンライン結合等	・制度の運用等について諮問可 ・オンライン結合などの個別案件について諮問不可	・諮問事項は改正法に規定するとおりとする ※制度に係る条例の改廃、特定個人情報保護評価書の内容等 現行から変更あり
	・審議会の委員の人数:10 人以内 ・審議会の委員の任期:2年	<ul> <li>・審議会の委員の人数:5 人以内</li> <li>※諮問事項の範囲が縮小するため</li> <li>・審議会の委員の任期:3年</li> <li>※情報公開・個人情報保護</li> <li>審査会等に合わせる</li> </ul>	・役割の変更に合わせて組織を見直す現行から変更あり

# 3 情報公開条例改正に係る諮問事項

個人情報保護制度の変更内容と整合を図るため、以下のとおり対応することを諮問する。

項目	現行条例	改正後条例(対応案)
項目不開示情報【事項1】	現行条例  ・個人に関する情報 ・法人等に関する情報 ・審議、検討等に関する情報 ・事務又は事業に関する情報 ・公共の安全等に関する情報 ・法令等に定めがある情報 ・公にしないことを条件に提供された情報 ・社会的差別につながるおそれのある情報	改正後条例(対応案) 項目を追加、削除する ・個人に関する情報 ・行政機関匿名加工情報 ・法人等に関する情報 ・国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報 ・審議、検討等に関する情報 ・事務又は事業に関する情報 ・公共の安全等に関する情報 ・公にしないことを条件に提供された情報
決定期限 【事項2】	<ul> <li>・開示請求の翌日から14日以内</li> <li>・訂正請求・利用停止請求の翌日から 28日以内</li> <li>・決定後の開示実施期限は決定した日 の翌日から7日以内</li> </ul>	・社会的差別につながるおそれのある情報 決定期限を見直す ・開示請求から30日以内 ・訂正請求・利用停止請求から30日 以内 ※ただし開示請求の期限は14日以内の 運用を基本とする ・決定後の開示実施期限は定めない
審査請求の 手続 【事項3】	<ul> <li>・審査請求から諮問までの期限:14</li> <li>日以内</li> <li>・諮問から実施機関への答申の期限:90日以内</li> <li>・答申から裁決までの期限:14日以内</li> </ul>	いずれの期限も定めない

# 参考:各条例改正後の審議会及び審査会の設置根拠

情報公開・個人情報保護審議会については、改正法に設置根拠が置かれたことに合わせて、個人情報の保護に関する法律施行条例に規定します。

情報公開・個人情報保護<u>審査会</u>については、改正法により行政不服審査法に規定する機関と位置付けられるため、行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会条例に規定します。

# (改正前)

条例名	設置附属機関	
個人情報保護条例	<del>-</del>	
情報公開条例	・情報公開・個人情報保護審議会 ・情報公開・個人情報保護審査会	
行政不服審査会条例	・行政不服審査会	



# (改正後)

条例名	設置附属機関	
個人情報の保護に関する法律	・情報公開・個人情報保護審議会	
施行条例		
情報公開条例	<del>-</del>	
行政不服審査会及び情報公	・行政不服審査会	
開·個人情報保護審查会条例	・情報公開・個人情報保護審査会	

# 参考:今後のスケジュール

- (1)情報公開・個人情報保護審議会への諮問【令和4年9月~10月】
  - ○条例案について諮問し、審議会での協議結果を踏まえ答申を受ける
- (2)議案審議【令和4年12月議会】
  - ○審議会答申を踏まえ、条例案を上程
- (3) 職員研修【令和4年度中】
  - ○制度の変更点を職員に周知
- (4) 市民への周知【令和5年3月】
  - ○市HP等による周知を予定
- (5) 改正法適用・条例施行【令和5年4月1日】
  - ○各条例の施行、新制度による運用開始

令和4年9月

●現行条例と改正法の相違点

		村	]違点の整理	対応	方針
	項目	現行条例 (久留米市個人情報保護条例)	改正法 (個人情報保護法)	個人情報保護条例(法の適用)	情報公開条例(独自の制度)
— 総 則		個人情報(第2条第1号)  ●個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別できるものも含む。)。  →死者に関する情報も個人情報の対象としている(相続人は当該死者の情報を自己に関する情報として運用)。  →他の行政機関等(他市)や事業者への照会によって、他の情報と照合することで	個人情報(第2条第1項) <b>生存する</b> 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの。  •当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)。  •個人識別符号が含まれるもの。 例)顔・指紋認証データ、運転免許所番号、パスポート番号、基礎年金番号	<ul> <li>死者に関する情報…原則、個人情報の対象外となる</li> <li>【法の適用⇒条例へ規定する予定なし】</li> <li>● 改正法においても「故人の近親者」は自己情報として対応可能であり、定義統一による影響は生じないと解される。</li> <li>● 死者に関する情報について、他の条例等の規定による「保護措置」は設けない。</li> <li>容易照合可能な情報</li> <li>【法の適用⇒条例へ規定する予定なし】</li> <li>● 大きな定義変更になるため、運用面での注意が必要であるものの、条例に規定する必要はないと解される。</li> </ul>	特定される情報は不開示となる。
	対象となる機関	実施機関(第2条第3号)  •市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び久留米市土地開発公社		【議会や土地開発公社において、条例等の整備が必要】  ●議会は独自条例、土地開発公社は独自規程で対応する予定。	【現行どおり⇒規定変更の予定なし】 <ul><li>●議会、土地開発公社ともに、「実施機関」に含まれる。</li></ul>
	要配慮個人情報	<ul><li>●思想、信条及び宗教に関する事項</li><li>◆社会的差別の原因となる諸事実に関する事項</li><li>●前2号に掲げるもののほか、市長が審議会</li></ul>	要配慮個人情報(第2条第3項)  •本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの  ⇒保有の制限等(第61条)や適正な取得(第64条)などの条件はあるものの、原則収集禁止ではなくなる  【任意事項】条例要配慮個人情報(第60条第5項)	●要配慮個人情報については、その情報の性格に照らして、法第68条に基づく漏えい等の報告及び本人への通知並びに法第75条に基づく個人情報ファイル簿の記載について	【現行どおり→規定変更の予定なし】 ●現行の不開示情報は、個人情報保護制度と整合がとれており、不足事項はないと解される。

		相	遺点の整理	対応	方針
	項目	現行条例 (久留米市個人情報保護条例)	改正法 (個人情報保護法)	個人情報保護条例(法の適用)	情報公開条例(独自の制度)
	利用目的等の 公表(業務の 登録)		個人情報ファイル簿を作成・公表(第75条第1項) 【任意事項】別形式での作成・公表(第75条第5項)	【法の適用→条例へ規定する予定なし】 【新たに「個人情報ファイル簿」を作成・公表する】 ●現在の「業務登録簿」は廃止し、新たに 「個人情報ファイル簿」を作成し公表する。 ●目的外利用等の状況把握及び情報管理のため、個人情報取扱事務の一覧データについて継続して管理を行う。※別紙1のとおり	
個ノ情報		収集の制限(第8条) ●本人から直接収集しなければならない (例外)本人の同意や法令に定めがある場 合等	保有の制限(第61条)  ●法令の定める事務・業務の遂行に必要な場合に限り保有できる。  ●利用目的をできる限り特定し、目的達成に必要な範囲を超えて保有してはならない。  ⇒上記の他、第64条の適正な取得に定める「偽りその他不正の手段」による収集でない限り、どこから収集するかについての規制はない。	●本人から収集するより容易な収集方法が存在する場合、容易な方法を選択する可能性が高くなるため、運用上の注意が必要であるものの、条例に規定する必要はないと解される。	
+ 耳 扨 し	र ३	<ul><li>・法令等に定めがある場合</li><li>・生命等の保護のため公にすることが必要で</li></ul>	<ul><li>●他の行政機関に提供する場合で相当の理由がある場合</li><li>●統計作成又は学術研究の場合</li><li>●明らかに本人の利益になる場合</li></ul>	【法の適用→条例へ規定する予定なし】  ●従来と同等の保護水準が確保されていると解される。  ●「相当の理由」「特別の理由」に該当するか否かについては、国のガイドラインを参考に、例外規定として相応しい運用が求められる。  ●現行の本人通知については、国の運用と合わせて不要とする。	
	オンライン結合	●審議会に意見聴取した場合	オンラインかどうかで区別することなく、安全管理措置義務 (第66条)等を通じて、安全性を確保 ※保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	【法の適用→条例へ規定する予定なし】  ●安全管理措置義務 (第66条)等を通じた 運用により問題は生じないと解される〔例〕電子計算機等の結合によりオンライン結合する 際の制限やサイバーセキュリティの確保など ●安全管理措置は、規程等を整備する必要がある。※別紙 2 のとおり	

		相違点の整理		対応	方針
	項目	現行条例 (久留米市個人情報保護条例)	改正法 (個人情報保護法)	個人情報保護条例(法の適用)	情報公開条例(独自の制度)
	不開示情報	不開示情報(第14条の2)  •第三者に関する情報  •法人等に関する情報  •法令等に定めがある情報 ※1  •国等からの委託等に関する情報 ※2  •審議、検討等に関する情報	不開示情報(第78条)	示情報に追加することが可能であるが、法第 78条のいずれかに該当(→線箇所など)すると 判断できるため、条例に規定しない。※4の	
開示請求等	開示請求等ができる者	本人、法定代理人、任意代理人(やむを 得ない理由があるとき)	不開示情報の調整(第78条第2項)本人、法定代理人、任意代理人(委任状があれば可)	【法の適用→条例へ規定する予定なし】  ●任意代理人の範囲が広がるので注意が必要であるものの、条例に規定する必要はない。 請求に必要なものは従前のとおり(本人確認書類,代理人の本人確認書類,委任状)。	
	決定期限 個 1	19条) 訂正請求·利用停止請求:28日以内 (第19条)	開示請求(第83条)・訂正請求(第94条)・利用停止 請求(第102条):30日以内 【任意事項】開示請求等の手続(第108条) 開示決定後の開示について、特段の定めなし	●法の適用を受け、決定期限を請求から30 日以内とする。一方で、これまでの水準を維 持するため、目安となる処理期間を別に定め	決定期限を請求から30日以内とする。一
	開示請求の 手数料 個 2	手数料は無料、写しの作成・送付の実費 のみ請求者負担(第21条)	実費の範囲内で規定(第89条) ※国の機関は一件300円を徴収 【必須事項】開示請求手数料(第89条第2項)	【条例への規定が必須の事項であり、現行 どおりの内容を規定】 ●手数料は無料、写しの作成など実費相当 のみ徴収する内容を規定する。	【現行どおり⇒規定変更の予定なし】  ●手数料は無料、写しの作成など実費相当のみ徴収する内容を規定する。
	訂正請求 及び利用 停止請求	<b>(第17条)</b> ●開示請求を前提としていない。		●これまで同様、開示請求を受けていない保 有個人情報を訂正及び利用停止請求の対 象とするため、「前置必要なし」の内容を条例	を)規定することで、現行内容との整合が図

		相	]違点の整理	対応	方針
	項目	現行条例 (久留米市個人情報保護条例)	改正法 (個人情報保護法)	個人情報保護条例(法の適用)	情報公開条例(独自の制度)
	審査請求	審査請求(第21条の2〜第23条) 〔各期限〕  ・審査請求から諮問まで:14日以内  ・審査会は諮問から90日以内に実施機関 に答申  ・答申から裁決まで:14日以内	審査会への諮問(第105条)  •行政不服審査法第81条第1項の機関の設置  ⇒期限の定めなし  【任意事項】審査請求の手続(第107条第2項、第 108条)  •審査請求の手続きに関する事項について、条例で必要な規定を定めることを妨げない	条例へ規定する予定なし】  ●運用面での影響は限定的であり、条例に規定する必要はないと解される。一方で、行政内部の手続きについては、目安となる処理	【行政不服審査法の適用⇒手続きについて条例へ規定する予定なし】  ●運用面での影響は限定的であり、条例に規定する必要はないと解される。一方で、行政内部の手続きについては、目安となる処理期間を別に定める。
	の手続 個3 情3	※現行の審査会は、市独自条例(情報公開条例)を根拠に設置  【匿名加工情報】  特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報で	※今後は、法に基づく附属機関(行政不服審査会 及び情報公開・個人情報保護審査会条例を根拠) として設置	【設置根拠を再整理する】  ●行政不服審査会条例を全部改正し、設置根拠として「久留米市行政不服審査会及び久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例」を整備する。	【設置根拠を再整理する】  ●行政不服審査会条例を全部改正し、設置根拠として「久留米市行政不服審査会及び久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例」を整備する。
せ		あって、当該個人情報を復元できないようにしたもの。 データの自由な流通・利活用を目的とする。	政令で定める額を標準として定める  •21,000円(1提案あたり)  •作成に要する時間に応じた額(3,950円/時間)  •作成を外部委託した場合の委託料  【必須事項】匿名加工情報手数料(第119条第3項・第4項)	【対応しない⇒条例へ規定する予定なし】  ●中核市での取組みは任意(努力義務)。  ●義務付けられている県や政令市の運用状況を参考に、業務構築に取り組む。開始のタイミングで手数料を条例に規定する必要あり。	
	審議会 個 5	非 •目的外利用したことの本人通知省略の是非 •特定個人情報保護評価に関すること •個人情報保護(情報公開)制度の運		例に規定する。 <ul><li>●運用状況の公表(32条)を条例から削り、規則に規定する。</li><li>主な項目 現委員の数 10人</li></ul>	<ul> <li>【規定の内容を変更する】</li> <li>●情報公開条例における情報公開・個人情報保護審議会の規定の整理が必要。</li> <li>行 改正案</li> <li>以内 5人以内</li> <li>年 3年</li> </ul>

# 個人情報取扱事務 一覧

メニューへ戻る 新規作成 表示更新 検索指示

印刷用データ出力

頁 1 / 2, 表示 20 データ全 23 中 1 ~ 20

処理	部署▲	管理番 号	事務の名称	個人番号の取扱	届出日
照会	市長 総務部 総務課	H2828	監査対応業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H0018	争訟業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H2827	会計業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H2829	情報公開・個人情報開示等対応業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H2709	統計調查業務	なし	平成27年8月11日
照会	市長 総務部 総務課	H0010	久留米市表彰業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H2830	表彰業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H0019	久留米市統計調查員希望者登録業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H0011	久留米市顕彰表彰業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H2831	議会対応業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H2823	政治倫理審査会運営業務	有	平成28年11月4日
照会	市長 総務部 総務課	H0012	叙位叙勲褒章業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H2820	パブリック・コメント業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H2825	行政不服審查委員会運営業務	有	平成28年11月4日
照会	市長 総務部 総務課	H0013	市町村境界業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	H2822	寄附受納業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H2821	職員服務業務	なし	平成29年2月23日
照会	市長 総務部 総務課	H0014	法務相談業務	なし	平成24年11月1日
照会	市長 総務部 総務課	R201	新型コロナウイルス対策業務	なし	
照会	市長 総務部 総務課	H2824	文書管理業務	なし	平成29年2月23日

< 前頁 1 2 次頁 > 最終頁 >>

Copyright © 2000-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

# 個人情報取扱事務 照会

閉じる「編集」「削除」			
管理番号	H2820		
事務の名称	パブリック・コメント業務		
部署	市長	総務部	総務課
基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル			

### A Page	基本項目 個人情報記録項目	利用個人情報ファイル		
付与機能理費任名   方内の担当等等の長   大人   大人   大人   日前外利用 (なし,有の場合は根   投し   投し   投助   投助   投助   投助   投助   投助	個人番号の取扱	なし	個人情報の区分	個人情報
### (株・株・佐田   10円   1	業務の目的・概要	パブリック・コメントに意見を提出した個人の個人情報の保管等に関する業務		
#RO 開始年月日 平成3年10月1日 収集の方法 本人 目的外利用(なし、有の場合は根 抱) 個人情報の処理形態 電子計算機処理以外及び電子計算機処理 主な公文賞、磁気デーブ等の名称 2月書等 問覧公文書等の件名 閲覧等の観別 2月書等 同覧期間 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人情報の対象者	市民等		
日前外利用(なし、有の場合は根 抱)	個人情報管理責任者	庁内の担当課等の長		
##	業務の開始年月日	平成3年10月1日	収集の方法	本人
開覧公文書等の件名	l .	なし	-	なし
開覧期間   日間	個人情報の処理形態	電子計算機処理以外及び電子計算機処理	主な公文書、磁気テープ等の名称	意見書等
閲覧等の根拠法令       (未使用〉         (本使用〉       周出日       平成29年2月23日         番号法別表1番号       番号法別表6番号       中元29年2月23日         番号法別表1事務名       上       上         主務省令に掲げる事務の内容       取扱職員数       日本         過去1年以内の重大事故の有無       PIAしきい値判断       「         事務の根拠法令等       共通       事務処理委託       「         システム名       サ務処理委託       「         システム会託業者       他市町村との情報連携       「         入力者名       和田       < 未使用〉	閲覧公文書等の件名		閲覧等の種別	
備考       〈未使用〉       本成29年2月23日         番号法別表1番号       番号法主務省令番号       平成29年2月23日         番号法別表1番号       番号法別表6番号          主務省令に掲げる事務の内容       取扱職員数          対象人数       取扱職員数          過去1年以内の重大事故の有無事務の根拠法令等事務区分       PIAしきい値判断する          事務の根拠法令等まが区分       共通事務処理委託          システム名       事務処理委託          システムを利業者       他市町村との情報連携          入力者名       和田       < 未使用〉	閲覧期間			
(未使用)       届出日       平成29年2月23日         番号法別表1番号       番号法主務省令番号       日本         番号法別表1事務名       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	閲覧等の根拠法令			
番号法別表 1 番号 番号法別表 1 事務名  主務省令に掲げる事務の内容  対象人数  恐去1年以内の重大事故の有無 事務の根拠法令等 事務の反  大通 事務処理委託 システム名 システム名 システム条に業者 に関する 和田 ・未使用 ・未使用 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備考		<未使用>	
番号法別表 1 事務名  主務省令に掲げる事務の内容  対象人数 取扱職員数	<未使用>		届出日	平成29年2月23日
主務省令に掲げる事務の内容     取扱職員数       対象人数     取扱職員数       過去1年以内の重大事故の有無     PIAしきい値判断       事務の根拠法令等     事務処理委託       システム名     サステム名       システム会託業者     他市町村との情報連携       入力者名     和田     <未使用>       <未使用>     大の者名       番号対応備考1     番号対応備考2       番号対応備考3     番号対応備考3	番号法別表1番号		番号法主務省令番号	
対象人数 取扱職員数	番号法別表 1 事務名			
過去1年以内の重大事故の有無     PIAしきい値判断       事務の根拠法令等     事務処理委託       事務区分     共通     事務処理委託       システム名       システム委託業者     他市町村との情報連携       入力者名     和田     〈未使用〉       〈未使用〉     大力者名       番号対応偏考1     番号対応偏考2       番号対応偏考3	主務省令に掲げる事務の内容			
事務の根拠法令等     井通     事務処理委託       システム名     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象人数		取扱職員数	
事務区分     共通     事務処理委託       システム名     他市町村との情報連携       入力者名     和田     〈未使用〉       〈未使用〉     人力者名       番号対応備考1     番号対応備考2       番号対応備考3     番号対応備考3	過去1年以内の重大事故の有無		PIAしきい値判断	
システム名         システム委託業者       他市町村との情報連携         入力者名       和田         〈未使用〉         〈未使用〉         入力者名       番号対応備考1         番号対応備考3       番号対応備考2	事務の根拠法令等			
システム委託業者       他市町村との情報連携         入力者名       和田       〈未使用〉         〈未使用〉       〈未使用〉         入力者名       番号対応備考1       番号対応備考2         番号対応備考3       番号対応備考3	事務区分	共通	事務処理委託	
入力者名       和田       <未使用>         <未使用>	システム名			
<未使用>          <未使用>          入力者名       番号対応備考1         番号対応備考3       番号対応備考2	システム委託業者		他市町村との情報連携	
〈未使用〉          入力者名       番号対応備考1       番号対応備考2         番号対応備考3	入力者名	和田	<未使用>	
入力者名       番号対応備考1       番号対応備考2         番号対応備考3       本の対応備考3	<未使用>			
番号対応備考1 番号対応備考2 番号対応備考3 番号対応備考3 ある あまま	<未使用>			
番号対応備考3	入力者名			
	番号対応備考1		番号対応備考2	
その他備考1 その他備考2	番号対応備考3			
	その他備考1		その他備考2	
その他備考3	その他備考3			

Copyright © 2000-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

# 安全管理措置について国から示される指針[事務対応ガイド抜粋]

# 指針の意義

行政機関等の保有する個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、事務又は業務の規模及び性質、 保有個人情報の取扱状況、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管 理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

# (1) 保有個人情報の取扱い

注)事務対応ガイドから主な項目について抜粋し、 久留米市にて一部加工して作成したものです。

No	項目	措置の内容
1	アクセス制限	保護管理者 (課長等) は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
2	複製等の制限	職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、複製等の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。
3	媒体の管理等	職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。)を使用して権限を識別する機能(認証機能)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。
4	誤送付等の防止	職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、 又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う 個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用 等の必要な措置を講ずる。
5	廃棄等	職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。
6	保有個人情報の 取扱状況の記録	保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、 当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

# (2)情報システムにおける安全の確保等

No	項目	措置の内容
1	アクセス制限	保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定す
		る等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる
2	アクセス記録	保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報
		へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期
		的に分析するために必要な措置を講ずる。また、保護管理者は、アクセス記録の改ざ
		ん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
3	外部からの不正アク	保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセス
	セスの防止	を防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
4	不正プログラムによる	保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフト
	漏えい等の防止	ウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に
		必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。
5	暗号化	保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要
		な措置を講ずる。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該
		保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。
6	記録機能を有する	保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報
	機器・媒体の接続制	の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・
	限	媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含
		む。)等の必要な措置を講ずる。
7	端末の盗難防止等	保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠
		等の必要な措置を講ずる。職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、
		端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

# (3) その他

No	項目	措置の内容
1	保有個人情報の	保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政
	提供	機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づ
		き、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記
		録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
2	業務の委託等	個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管
		理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契
		約書に、目的外利用の禁止や再委託の制限等に関する事項を明記するとともに、
		委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の
		管理の状況についての検査に関する事項等の必要事項について書面で確認する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を 講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該 個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

個人情報保護条例(改正案)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する

| 1 5年政令第507号)で使用する用語の例による。

- 個人情報保護条例(改正案)
- | 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び |匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関 並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の 機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に 規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第 一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)
- 三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。)

#### (基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

## 第二章 国及び地方公共団体の責務等

#### (国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する 責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市民の青務)

第3条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、法により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

個人情報保護条例(改正案)

(法制上の措置等)

関係 でいる 関係 では、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制 上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- |2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる

ものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の 適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援 に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

[民間事業者の規定であるため省略。条例では事業者の責務のみを定める]

第五章 行政機関等の義務等 第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

- 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体 系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の 保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

個人情報保護条例(改正案)

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報 ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立 行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が 記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報 公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなる ものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

- 口 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報 (要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の 不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる 個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

#### (個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び 第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行する ため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

個人情報保護条例(改正案)

#### 個人情報保護条例(改正案)

#### (利用目的の明示)

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

#### (不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

#### (適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

#### (正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

#### (安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理の ために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者 当該 委託を受けた業務

#### (個人情報管理責任者)

第5条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければならない。

2 管理責任者は、個人情報の取扱状況を点検し、所属職員に対する指導及び監督に努めなければならない。

#### 個人情報保護条例(改正案)

#### (従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとると き。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用 し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合に おいて、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報 を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人 以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理 由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的 以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

個人情報保護条例(改正案)

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下 この条及び第百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提 供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要か つ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を 受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、 又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- |四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- |六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報 ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

個人情報保護条例(改正案)

個人情報保護条例(改正案)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- |三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と 総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第百二十七条において「開示請 求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定 するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、 行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

個人情報保護条例(改正案)

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該 保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- |イ ||法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある もの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における 通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照 らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、 開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする 場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするお それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- コー契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の 利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

#### (部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

#### (保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### 個人情報保護条例(改正案)

個人情報保護条例(改正案)

#### (開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### (開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定 する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、 遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

## (事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

個人情報保護条例(改正案)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報 が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (開示の実施)

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- ■4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

## (他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項 の規定を適用する。

#### (手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で 定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立 行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

#### 第二款 訂正

#### (訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

#### (訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- こ 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### (保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

#### 個人情報保護条例(改正案)

#### (手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により開示請求をする者 が納めるべき手数料の額は、0円とする。

2 法第87条第1項本文の規定により実施機関が保有個人情報の写しの交付を行うときは、開示請求者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、特別の理由があると認めるときは、当該費用を免除することができる。

#### (訂正請求権)

第7条 法第90条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)」とあるのは「自己を本人とする保有個人情報」とし、同項各号の規定は、適用しない。

2 法第90条第3項の規定は、適用しない。

## (訂正請求の手続)

第8条 法第91条第1項第2号の規定の適用については、同号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「当該保有個人情報」とする。

# 個人情報保護法(改正法) 個人情報保護条例(改正案) (訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求 者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対 し、その旨を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限) 第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日 以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要 した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定 する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、 遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限の特例) 第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相 当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内 に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 訂正決定等をする期限

#### (事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がもたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

#### (保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると 認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

#### (利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報 の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

#### (利用停止請求の手続)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を 行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三、利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この 節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### (保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

## (利用停止請求に対する措置)

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### (利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から 三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補 正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### 個人情報保護条例(改正案)

(利用停止請求権)

|第9条 法第98条第3項の規定は、適用しない。

(利用停止請求の手続)

第10条 法第99条第1項第2号の規定の適用については、同号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「当該保有個人情報」とする。

個人情報保護条例(改正案)

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、 相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二利用停止決定等をする期限

第四款 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

個人情報保護条例(改正案)

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為 について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査 院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該 保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならな
- 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第 一項第二号において同じ。)
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は 参加人である場合を除く。)
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中 「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合に あっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読 み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示 請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から 第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規 定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、 必要な技術的読替えは、政令で定める。

(以下、表 省略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当 該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対 の意思を表示している場合に限る。)
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為につい ての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところに より、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

# 第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手 |続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

# 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等署名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)
- 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して 作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために 削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- | 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人 | 識別符号をいう。

[以下、第百二十三条まで行政機関等匿名加工情報についての条文。作成及び提供は当面行わないため省略。] 第六節 雑則

## (適用除外等)

第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

# (適用の特例)

第百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。)の規定、第百七十六条及び第百八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に定める業務に係る部分を除く。)並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。)の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする

個人情報保護条例(改正案)

(権限又は事務の委任)

第百二十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(情報公開・個人情報保護審議会)

第11条 情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関及び市議会(以下「実施機関等」という。)の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関等に意見を述べるため、久留米市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関等の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 6 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に 関し必要な事項は、市長が規則で定める。

個人情報保護条例(改正案)

(審議会への諮問事項)

第12条 実施機関等は、法第129条の規定に基づき、 次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保 するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要 であると認めるときは、前条の審議会に諮問することがで きる。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を聴くものとされる事項
- (3) 法第3章第3節の施策を講ずる場合の措置
- (4) 前3号に定めるもののほか個人情報保護制度の運営 に関する重要な事項

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 個人情報保護委員会 第百三十条~第百七十条 第七章 雑則

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
- 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
- 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合 において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
- 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて 決務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。 (国際約束の誠実な履行等)

第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

|第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

# 第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正 な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の 資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外において これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
- 二 第百八十二条 同条の罰金刑
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規 定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十 五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するも のであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

|第三条||この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二 十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同 意があったものとみなす。

## (通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事 項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により 行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければなら ない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定 により行われたものとみなす。

# (名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者につ いては、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

#### (行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独 立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等 は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中 「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

# 個人情報保護条例(改正案)

# (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# (経過措置)

- 土地開発公社の役員及び職員並びに役員及び職員で |あった者に係るこの条例による改正前の久留米市個人情報 保護条例(以下「旧条例」という。)第13条の規定によ る、職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情 報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しては ならない義務については、この条例の施行の日(以下「施 |行日」という。)後も、なお従前の例による。
- 3 施行目前に、旧条例第14条、第15条又は第17条 第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規 |定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について は、なお従前の例による。
- 旧条例による個人情報の開示、訂正又は利用停止の請 ||求に対する処分又は不作為に係る審査請求がされた場合に おいては、法第105条、第106条及び第107条第1 項の規定を適用する。この場合において、法第105条及 び第106条中「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定 等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不 |作為| とあるのは、「久留米市個人情報の保護に関する法 |律施行条例(令和4年久留米市条例第 |前の久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第 17号)による個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求 に対する処分又は不作為」と読み替えるものとする。

個人情報保護法(改正法)	個人情報保護条例(改正案)
(以下、附則)	個人情報保護条例(改正案) 5 前項の規定にかかわらず、施行目前に当該審查請求がされたときは、その後の手続についる条果をびび角環定る条の「新をときは、その後の手続につ第23条までの規定を3条の「事金の場合においても、旧条例第21条のといて、日本の場合においても、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合において、日本の場合の人留米市子の留米市合の場別を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の場別を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発の人間を開発を表して、一個人情報保護を表し、となり、同一性をものないで、新条ののを開発の場合に対し、同一性をものない、関いのには、関係の人間、自然の場合に対し、同一性をもので、一個人情報、表表の規定に対して、一個人情報、表表の規定に対して、一個人情報、表表の規定に対して、一個の場合においるのがある。この任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令のとみなする。の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、の間によいなかるを与77新条側第11条第2項の規定にかかわらずの場合において、施行目が各種に対し、「10人以内」とあるのは、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」とあるのが、「10人以内」となる違には、「10人ので、「10人以内」とは、「10人以内」とは、「10人以内」とは、「10人以内)とは、「10人以内)とは、「10人以内)とは、「10人以内)とは、「10人以内)とは、「10人以内)は、「10人は、10人は、「10人は、10人は、「10人は、10人は、「10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、
	従前の例による。

久留米市情報公開条例(平成13年条例第24号)新旧対照表	
(現行) 久留米市情報公開条例	(改正案)久留米市情報公開条例
○久留米市情報公開条例	○久留米市情報公開条例
平成13年9月28日	平成13年9月28日
久留米市条例第24号	久留米市条例第24号
改正 平成15年 9月29日条例第26号	改正 平成15年 9月29日条例第26号
平成16年 3月30日条例第 3号	平成16年 3月30日条例第 3号
平成16年12月28日条例第39号	平成16年12月28日条例第39号
平成18年 3月30日条例第 8号	平成18年 3月30日条例第 8号
平成19年9月25日条例第24号	平成19年 9月25日条例第24号
平成20年12月26日条例第41号	平成20年12月26日条例第41号
平成25年6月26日条例第19号	平成25年6月26日条例第19号
平成27年12月21日条例第52号	平成27年12月21日条例第52号
平成27年12月21日条例第54号	平成27年12月21日条例第54号
久留米市情報公開条例(昭和62年久留米市条例第9号)の全部を改正する。	久留米市情報公開条例(昭和62年久留米市条例第9号)の全部を改正する。
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条一第4条)
第2章 公文書の開示(第5条一第17条)	第2章 公文書の開示(第5条―第17条)
第3章 審査請求等(第17条の2―第28条)	第3章 審査請求等(第18条一 <u>第20条</u> )
第4章 情報公開の総合的な推進(第29条―第33条)	第4章 情報公開の総合的な推進( <u>第21条</u> 一 <u>第25条</u> )
第5章 雑則(第34条—第37条)	第5章 雑則( <u>第26条</u> 一 <u>第29条</u> )
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民と市との信頼関係の増進と市民の市政参加の推進を図り、もって公正かつ透明で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民と市との信頼関係の増進と市民の市政参加の推進を図り、もって公正かつ透明で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、企業管理者、教育委員会、選挙 管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議 会並びに久留米市土地開発公社をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(久留米市土地開発公社にあっては役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを 目的として発行されるもの
- (2) 図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの

(平16条例39・平20条例41・一部改正)

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、公文書を迅速かつ積極的に開 示するよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、視聴覚障害者等への公文書の開示に当たっては、請求手続、開示方 法等に関し、その利便を図るよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の開示に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。
- 2 何人も、この条例の定めるところにより開示された情報を濫用し、他者の権利利 益を侵害してはならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、企業管理者、教育委員会、選挙 管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議 会並びに久留米市土地開発公社をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(久留米市土地開発公社にあっては役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを 目的として発行されるもの
- (2) 図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的 として管理しているもの

(平16条例39・平20条例41・一部改正)

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、公文書を迅速かつ積極的に開 示するよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、視聴覚障害者等への公文書の開示に当たっては、請求手続、開示方 法等に関し、その利便を図るよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の開示に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他 人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮を しなければならない。

(利用者の責務)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。
- 2 何人も、この条例の定めるところにより開示された情報を濫用し、他者の権利利 益を侵害してはならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を 請求することができる。

(開示請求の手続)

- 第6条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、 実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
  - (1) 請求しようとするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
  - (3) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの (以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めること ができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報 を提供するよう努めなければならない。
- 3 前項の規定により実施機関が請求書の補正を求めた場合において、請求者が当該 補正に応じないときは、実施機関は当該開示請求により求められている公文書の開 示を拒否するものとする。

(平27条例54·一部改正)

(公文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったとき(当該開示請求が権利の濫用に該当するときを除く。)は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

## (改正案) 久留米市情報公開条例

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を 請求することができる。

(開示請求の手続)

- 第6条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、 実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
- (1) 請求しようとするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの (以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めること ができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報 を提供するよう努めなければならない。
- 3 前項の規定により実施機関が請求書の補正を求めた場合において、請求者が当該 補正に応じないときは、実施機関は当該開示請求により求められている公文書の開 示を拒否するものとする。

(平27条例54·一部改正)

(公文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったとき(当該開示請求が権利の濫用に該当するときを除く。)は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公に され、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である と認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第 1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法 人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第 140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役 員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地 方公務員、久留米市土地開発公社の役員及び職員並びに地方独立行政法人(地 方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合にお いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち 公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準 に該当するもの
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び久留米市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

## (改正案) 久留米市情報公開条例

- ア 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公に され、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である と認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、久留米市土地開発公社の役員及び職員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち 公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準 に該当するもの
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規 定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報 ファイルを構成するものに限る。)
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及 び久留米市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事 業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人 等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると 認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との 信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持

- (3) 市の機関及び久留米市土地開発公社並びに国、独立行政法人等、他の地方公共 団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関す る情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中 立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関若しくは久留米市土地開発公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り<u>又は試験に</u>係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難 にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市<u>若しくは久留米市土地開発公社又</u> <u>は</u>国、独立行政法人等、他の地方公共団体<u>若しくは</u>地方独立行政法人の財産上 の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお それ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市若しくは<u>久留米市土地開発公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が経営する企業に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の 予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (7) 公にしないことを条件に法人等又は個人から任意に提供された情報であって、 当該情報の性質又は実施機関に対する当該提供者の信頼保護の必要度に照らし、

- <u>、</u>刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機 関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市の機関、久留米市土地開発公社、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共 団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関す る情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中 立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関、久留米市土地開発公社、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共 団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にする ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易に し、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、久留米市土地開発公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不 当に阻害する おそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、久留米市土地開発公社、独立 行政法人等又は地方独立行政法人に関し、その企業経営上の正当な利益を害す るおそれ

(8) 公にしないことを条件に法人等又は個人から任意に提供された情報であって、 当該情報の性質又は実施機関に対する当該提供者の信頼保護の必要度に照らし、

公にしないことが合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生 活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

(平15条例26・平16条例3・平16条例39・平19条例24・平27条例52・平27条例54・一部改正)

(公文書の部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができる ものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識 別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人 の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、 同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答える だけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否 を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(<u>第7条第6号</u>の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、 請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示請求に対する決定及び通知)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(当該開示請求が第7条に規定する権利の濫用に該当するとき、第9条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を管理していないときを含む。)は、開示をし

# (改正案) 久留米市情報公開条例

公にしないことが合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(9) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

(平15条例26・平16条例3・平16条例39・平19条例24・平27条例52・平27条例54・一部改正)

(公文書の部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日 その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答える だけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否 を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報 (<u>第7条第2号</u>の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示請求に対する決定及び通知)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(当該開示請求が第7条に規定する権利の濫用に該当するとき、第9条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を管理していないときを含む。)は、開示をし

ない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 この場合において、当該公文書を開示することができることとなる期日が明らかで あるときは、その期日を記載しなければならない。

(平27条例54·一部改正)

(開示決定等の期限)

- 第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、前項に規定する期間の満了する日<u>の翌日から起算して14日</u>を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間<u>の満了する日の翌日から起算して14日</u>を経過した後においても、開示請求に係る公文書の開示決定等をしないとき(次条第1項の通知があったときを除く。)は、当該開示決定等がされていない公文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

- 第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるときその他やむを得ない理由により、開示請求があった日<u>の翌日から起算して28日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示決定等をすることが困難である場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
- 2 請求者は、前項の規定による通知があった場合において、実施機関が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、開示請求に係る公文書の開示決定等をしないときは、当該開示決定等がされていない公文書を開示しない旨の決定があった

## (改正案) 久留米市情報公開条例

ない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 この場合において、当該公文書を開示することができることとなる期日が明らかで あるときは、その期日を記載しなければならない。

(平27条例54·一部改正)

(開示決定等の期限)

- 第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、前項に規定する期間の満了する日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

削除

(開示決定等の期限の特例)

- 第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるときその他やむを得ない理由により、開示請求があった日から60日以内にその全でについて開示決定等をすることが困難である場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

削除

ものとみなすことができる。

(理由付記)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は 一部を開示しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由 を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこと とする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され 得るものでなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市及び久留米市土地開発公社並びに他の地方公共団体、地方独立行政法人、国及び独立行政法人等並びに請求者以外のもの(以下この条、次条、第18条及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に開示する必要がある場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(次条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(理由付記)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は 一部を開示しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由 を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこと とする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され 得るものでなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市及び久留米市土地開発公社並びに他の地方公共団体、地方独立行政法人、国及び独立行政法人等並びに請求者以外のもの(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に開示する必要がある場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条<u>第3号</u>ただし書又は同条<u>第8号</u>ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平15条例26·平16条例3·平16条例39·一部改正)

(開示の実施及び方法)

- 第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、請求者に対し、当該開示決定をした 日の翌日から起算して7日以内に公文書を開示しなければならない。ただし、第三 者が反対意見書を提出した場合においては、前条第3項に定める期間の経過後速や かに開示しなければならない。
- 2 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

- 第17条 この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、 当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において公文書の写しを交付するときは、当該写しの交付に要する費用の負担を免除することができる。
- (1) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はこれに準ずる団体から請求があったとき。
- (2) 大学その他の公共的研究機関から調査研究のため、請求があったとき。
- (3) 報道機関から本市行政に関し報道するため、請求があったとき。
- (4) その他特別な理由があると市長又は企業管理者が認めるとき。

(平15条例26・平16条例3・一部改正)

第3章 審查請求等

(平27条例52・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 開示決定等<u>(第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文書</u>を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみ

## (改正案) 久留米市情報公開条例

(平15条例26・平16条例3・平16条例39・一部改正)

(開示の実施及び方法)

第16条 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは 視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等 を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による 公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれが あると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うこ とができる。

(費用負担)

- 第17条 この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、 当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において公文書の写しを交付するときは、当該写しの交付に要する費用の負担を免除することができる。
- (1) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はこれに準ずる団体から請求があったとき。
- (2) 大学その他の公共的研究機関から調査研究のため、請求があったとき。
- (3) 報道機関から本市行政に関し報道するため、請求があったとき。
- (4) その他特別な理由があると認めるとき。

(平15条例26・平16条例3・一部改正)

第3章 審査請求等

(平27条例52·改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 開示決定等<u>又は開示請求に係る不作為に対する</u>審査請求については、行政 不服審査法 (平成26年法律第68号) 第9条第1項から第3項まで、第17条、

(現行) 久留米市情報公開条例			(改正案) 久留米市情報公開	1条例
なされた決定を含む。以下同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。		開示決定等に係る審査 定の適用については、こ	れらの規定中同表の中欄に排	に掲げる行政不服審査法の規      ほりますでは、それぞれ同表の
	<u>1</u>	日欄に掲りる子可とする 第9条第4項	ほか、必要な読替えは、実施 前項に規定する場合にお いて、審査庁	第4条の規定により審査 請求がされた実施機関(以下「審査庁」という。)
			前項において読み替えて 適用する第31条第1項	久留米市情報公開条例(平 成13年久留米市条例第 24号)第18条第2項に おいて読み替えて適用す る第31条第1項
			前項において読み替えて 適用する第34条	同条例第18条第2項に おいて読み替えて適用す る第34条
			前項において読み替えて 適用する第36条	同条例第18条第2項に おいて読み替えて適用す る第36条
		第11条第2項	第9条第1項の規定によ り指名された者(以下「審 理員」という。)	審査庁
		第13条第1項及び 第2項、第28条、 第30条、第31条 、第32条第3項、 第33条から第37 条まで、第38条第	審理員	審査庁
		1項から第3項まで 及び第5項、第39 条並びに第41条第 1項及び第2項 第25条第7項	執行停止の申立てがあっ	執行停止の申立てがあっ

(現行) 久留米市情報公開条例		(改正案)久留米市情報公開	<b>月条</b> 例
		たとき、又は審理員から第 40条に規定する執行停 止をすべき旨の意見書が 提出されたとき	たとき
	第29条第1項	審理員は、審査庁から指名 されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされ たときは、第24条の規定 により当該審査請求を却 下する場合を除き、速やか に
	第29条第2項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁 等以外である場合にあっ ては
		提出を求める	提出を求め、審査庁が処分 庁等である場合にあって は、相当の期間内に、弁明 書を作成する
	第29条第5項	審理員は	審査庁は、第2項の規定により
		提出があったとき	提出があったとき、又は弁 明書を作成したとき
	第30条第3項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等(処分 庁等が審査庁である場合 にあっては、参加人)
		審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等 (処分庁等が審査庁であ る場合にあっては、審査請 求人)
	第31条第2項	審理関係人	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第50条

(現行) 久留米市情報公開条例		(改正案) 久留米市情報公開	1条例
			第1項第3号において同 じ。)
	第41条第3項	審理員が	審査庁が
		終結した旨並びに次条第	終結した旨を通知するも
		1 項に規定する審理員意	のとする
		見書及び事件記録(審査請	
		求書、弁明書その他審査請	
		求に係る事件に関する書	
		類その他の物件のうち政	
		令で定めるものをいう。同	
		条第2項及び第43条第	
		2項において同じ。)を審	
		査庁に提出する予定時期	
		を通知するものとする。当	
		該予定時期を変更したと	
		きも、同様とする	
	第44条	行政不服審査会等	久留米市行政不服審査会
			及び情報公開・個人情報保
			護審査会条例(令和4年久
			留米市条例第○○号)第○
			条に規定する久留米市情
			報公開•個人情報保護審査
			会(以下「久留米市情報公
			開・個人情報保護審査会」
			という。)
		受けたとき(前条第1項の	受けたとき
		規定による諮問を要しな	
		い場合(同項第2号又は第	
		3号に該当する場合を除	
		く。) にあっては審理員意	
		見書が提出されたとき、同	
		項第2号又は第3号に該	

(現行) 久留米市情報公開条例			(改正案) 久留米市情報公開	<b>具条例</b>
			当する場合にあっては同	
			項第2号又は第3号に規	
			定する議を経たとき)	
		第50条第1項第4	審理員意見書又は行政不	久留米市情報公開·個人情
		号	服審査会等若しくは審議	報保護審査会
			会等	
		第81条第3項にお	第43条第1項の規定に	審査庁
		いて準用する第74	より審査会に諮問をした	
		条	審査庁	
(平27条例52・追加)		(平27条例52	• 追加)	
(審査会への諮問等)		(審査会への諮問等)		
第18条 開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決	第 ]	19条 開示決定等又は	開示請求に係る不作為につい	いて審査請求があったときは、
をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、 <u>当該審査請求が行われた日の翌日か</u>	=	当該審査請求に対する裁	決をすべき実施機関は、次に	こ掲げる場合を除き、 <u>久留米市</u>
ら起算して14日以内に、久留米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなけれ	<u> </u>		公開・個人情報保護審査会多	条例(令和4年久留米市条例第
ばならない。	5	号)第11条第1項に規	定する久留米市情報公開・個	固人情報保護審査会に諮問しな

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する 旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変 更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当 該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次 に掲げる者に対し、直ちに諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい う。以下同じ。)
- (2) 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第 三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平25条例19・平27条例52・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 号) 第11条第1項に規定する久留米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しな ければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する 旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、 当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示 決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、直ちに諮問をし た旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい う。以下同じ。)
- (2) 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第 三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平25条例19・平27条例52・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合 について準用する。
  - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例52·一部改正)

(情報公開・個人情報保護審査会)

- 第20条 第18条第1項及び久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第 17号。以下「個人情報保護条例」という。)第22条第1項に規定する諮問に応 じ、審査請求について調査審議するため、久留米市情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、当該審査請求に関し、諮問実施機関に対して意見を述べることができる。
- 3 審査会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。

(平25条例19・平27条例52・一部改正)

(部会)

第21条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(調査権限)

- 第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求の あった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、 何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった 開示決定等に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理し

# (改正案) 久留米市情報公開条例

- 第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合 について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例52·一部改正)

削除

削除

削除

(現行) 久留米市情報公開条例	(改正案) 久留米市情報公開条例
た資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。	
(平27条例52・一部改正)	
(意見の陳述等)	
第23条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。	削除
2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「ロ頭意見陳述」という。)は、審査会 が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。	
3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	
4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人が事件に関係のない事項にわたる場合 その他相当でない場合には、これを制限することができる。	
5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関 し、実施機関に対して質問を発することができる。	
6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	
(平27条例52・一部改正) (提出資料の閲覧等)	
第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。  2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。	削除

(現行) 久留米市情報公開条例	(改正案) 久留米市情報公開条例
(平27条例52・一部改正)	
(調査審議手続の非公開)	
第25条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。	削除
(平27条例52・一部改正)	
(答申)	
第26条 審査会は、第18条第1項の規定により諮問があったときは、当該諮問があった日から起算して90日以内に諮問実施機関に答申しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。	削除
2 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送	
付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	
(平27条例52・一部改正)	
(諮問実施機関の裁決)	
第27条 諮問実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。	削除
2 諮問実施機関は、審査会の答申があったときは、当該答申のあった日の翌日から 起算して14日以内に審査請求に対する裁決をしなければならない。	
(平27条例52・一部改正)	
(その他の事項)	
第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	削除
第4章 情報公開の総合的な推進	第4章 情報公開の総合的な推進
(情報公開の総合的な推進)	(情報公開の総合的な推進)
第29条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。	第21条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
(情報提供施策等の充実)	(情報提供施策等の充実)
第30条 市は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、行政資料等を広く市民の利用に供し、市民が必要とする情報を的確に提供できるよう情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めるものとする。 (出資法人等の情報公開)	第22条 市は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、行政資料等を広く市民の利用に供し、市民が必要とする情報を的確に提供できるよう情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めるものとする。 (出資法人等の情報公開)
第31条 市が出資その他財政支出等を行っている法人であって、市長が定めるもの	第23条 市が出資その他財政支出等を行っている法人であって、市長が定めるもの

(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報 の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の 指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、 当該指定に係る業務の範囲内でその保有する情報の公開を行うために必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市が出資その他財政支出等を行っている 団体は、当該出資その他財政支出等の公共性にかんがみ、その状況に関する情報の 公開に努めるものとする。

(平18条例8·一部改正)

(会議の公開)

- 第32条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 審議内容に不開示情報が含まれる場合
  - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合
- 2 前項に規定する会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(情報公開・個人情報保護審議会)

第33条 情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議 し、又は実施機関に意見を述べるため、久留米市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (改正案) 久留米市情報公開条例

(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報 の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の 指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、 当該指定に係る業務の範囲内でその保有する情報の公開を行うために必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市が出資その他財政支出等を行っている 団体は、当該出資その他財政支出等の公共性にかんがみ、その状況に関する情報の 公開に努めるものとする。

(平18条例8·一部改正)

(会議の公開)

- 第24条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 審議内容に不開示情報が含まれる場合
  - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合
- 2 前項に規定する会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項)

- 第25条 実施機関は、次に掲げる事項について、専門的な知見に基づく意見を聴く ことが特に必要であると認めるときは、久留米市個人情報の保護に関する法律施行 条例(令和4年久留米市条例第 号)第11条第1項に定める久留米市情報公開・ 個人情報保護審議会に諮問することができる。
- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか情報公開制度の運営に関する重要な事

- 2 審議会は、前項に規定する事項のほか、個人情報保護条例第24条に規定する事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対して、 意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平25条例19·一部改正)

第5章 雑則

(情報目録の作成)

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(公文書の管理)

- 第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正 に管理しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する 必要な事項について定めなければならない。

(他の法令との関係等)

- 第36条 この条例は、他の法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧、又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている公文書については適用しない。ただし、この条例に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)に限る。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条 第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(委任)

(改正案) 久留米市情報公開条例

(平25条例19·一部改正)

第5章 雑則

(情報目録の作成)

第26条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(公文書の管理)

- 第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正 に管理しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する 必要な事項について定めなければならない。

(他の法令との関係等)

- 第28条 この条例は、他の法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧、又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている公文書については適用しない。ただし、この条例に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)に限る。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(委任)

(現行) 久留米市情報公開条例	(改正案) 久留米市情報公開条例
(現行) 久留米市情報公開条例 第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。	(改正案) 久留米市情報公開条例 第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の久留米市情報公開条例(以下「新条例」という。)第7条、第10条、第12条、第13条及び第15条から第17条までの規定は、この条例の施行日(以下「施行日」という。)以後において行われた第6条第1項の規定による開示請求から適用するものとし、施行日以前において行われた開示請求については、なお従前の例による。 3 この条例による改正前の久留米市情報公開条例(以下「旧条例」という。)による
	3 この条例による改正前の久留木川情報公開条例(以下「日来例」という。)による 公文書の開示決定等(旧条例第12条第3項又は第13条第2項の規定により公文 書を開示しない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものと みなされた決定を含む。以下同じ。)に係る審査請求がされた場合においては、新条 例第18条、第19条及び第20条並びに久留米市行政不服審査会及び久留米市情 報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年久留米市条例第一号。以下「審査会条 例」という。)第3章の規定を適用する。この場合において、新条例第18条及び第 19条の「開示決定等又は開示請求に係る不作為」とは、旧条例による公文書の開 示決定等をいう。 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に当該審査請求がされたときは、その後の手
	続については、施行日後においても、旧条例第17条の2、第18条、第23条、第26条及び第27条の規定を適用する。この場合において、旧条例第18条第1項の「久留米市情報公開・個人情報保護審査会」並びに旧条例第23条、第26条及び第27条の「審査会」とは、審査会条例第11条第1項に規定する、久留米市情報公開・個人情報保護審査会」という。)をいう。
	個人情報保護審査会(以下「旧情報公開・個人情報保護審査会」という。)は、新情報公開・個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。 6 この条例の施行の際現に旧情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、施行日に、審査会条例第13条第1項において読み替えて準用する同条例第4条第1項の規定により新情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす

(現行) 久留米市情報公開条例	(改正案)久留米市情報公開条例
	。 7 施行日前に旧条例第33条第1項の規定により置かれていた久留米市情報公開・個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)は、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年久留米市条例第 号)第11条第1項の規定により置かれた情報公開・個人情報保護審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。 8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条第2項の規定により新審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

(現行) 久留米市行政不服審査会条例 (現行) 久留米市情報公開条例	(改正案) 久留米市行政不服審査会及び 久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例
○久留米市行政不服審査会条例	○久留米市行政不服審査会及び久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例
平成27年12月21日	
入留米市条例第51号	久留米市行政不服審査会条例(平成27年久留米市条例第51号)の全部を改正す
	る。
	目次
	第1章 総則(第1条)
	第2章 久留米市行政不服審査会(第2条—第10条)
	第3章 久留米市情報公開・個人情報保護審査会(第11条―第13条)
	第4章 雑則(第14条)
	附則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の 規定により本市に設置される附属機関の組織及び運営に関し、同条第4項の規定によ り必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

第2条 前条の附属機関の名称は、久留米市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

# (組織)

第3条 審査会は、委員6人をもって組織する。

# (委員)

- 第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

# (会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

# (専門委員)

- 第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

# 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項の規定により本市に設置される附属機関の組織及び運営に関し、同条第4項の規定により必要な事項を定めるものとする。

第2章 久留米市行政不服審査会

(設置)

第2条 法第81条第1項の規定により本市に設置される附属機関として、久留米市 行政不服審査会(以下「行政不服審査会」という。)を置く。

(組織)

第3条 行政不服審査会は、7人以内の委員をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、行政不服審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

- 第5条 行政不服審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、行政不服審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

- 第6条 行政不服審査会に、専門の事項を調査させるため、第3条の委員のほか、専 門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

# (現行) 久留米市行政不服審査会条例 (現行) 久留米市情報公開条例

# (改正案) 久留米市行政不服審査会及び 久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例

※規則で定めます(これまで、行服審査会は条例で、情・個審査会は規則で規定して

# (会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- |2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# (合議体)

第8条 前条の規定にかかわらず、審査会は、必要に応じ、委員のうちから会長が指名する者3人をもって構成する合議体(以下この条において「合議体」という。) で、審査請求に係る事件について調査審議することができる。

- 2 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 3 合議体は、これを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 5 合議体による調査審議をする場合においては、審査会において別段の定めをした 場合を除き、合議体の議決をもって審査会の議決とする。

# (事務局)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

# 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。 (準備行為)
- 2 第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の目前においても、同項の規定の例によりすることができる。

# (合議体)

第7条 行政不服審査会は、委員のうちから、会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議することができる。

|※旧条例第8条第2項~第5項の内容は規則で定めます(これまで、行服審査会は条例で、情・個審査会は規則で規定していた内容であり、規則で規定することで統一します)。

# (事務局)

|第8条 行政不服審査会の庶務は、総務部において処理する。

いた内容であり、規則で規定することで統一します)。

# (会議の非公開)

第9条 行政不服審査会の会議は、公開しない。

# (読替規定)

第10条 法第81条第3項の規定により、法第5章第1節第2款の規定を行政不服審査会について準用する場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「久留 米市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

# (現行) 久留米市行政不服審査会条例 (現行) 久留米市情報公開条例

○久留米市情報公開条例

平成13年9月28日 久留米市条例第24号

(情報公開・個人情報保護審査会)

第20条 第18条第1項及び久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。)第22条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、久留米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 3 審査会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

# (部会)

第21条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

## (調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求の あった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、 何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

# (改正案) 久留米市行政不服審査会及び 久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例

第3章 久留米市情報公開·個人情報保護審査会

# (設置)

第11条 法第81条第1項の規定により本市に設置される附属機関として、久留米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。) を置く。

2 情報公開・個人情報保護審査会は、久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第18条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することができる。

※旧条例第20条第3項~第5項の内容は、行政不服審査会の規定(第3条,第4条) を準用するので必要なし。

※旧条例第21条の内容は、行政不服審査会の規定(第7条)を準用するので必要な し。

# (調査権限)

第12条 情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁(情報公開条例第17条の2第2項及び個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第9条第4項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)に対し、審査請求のあった開示決定等(情報公開条例第12条第1項本文に規定する開示決定等及び個人情報保護法第78条第4号に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、情報公開・個人情報保護審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 審査庁は、情報公開・個人情報保護審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、 審査請求のあった開示決定等に係る公文書の内容を情報公開・個人情報保護審査会の 指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、情報公開・個人情報保護審 査会に提出するよう求めることができる。

※旧条例第22条第4項の内容は、行服審査法第74条(審査会の調査権限)の規定で対応できるので必要なし。

# (現行) 久留米市行政不服審査会条例 (現行) 久留米市情報公開条例

# (改正案) 久留米市行政不服審査会及び 久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例

# (意見の陳述等)

第23条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭する ことができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関 し、実施機関に対して質問を発することができる。
- 6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただ し、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に これを提出しなければならない。

# (提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧 又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益 を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲 覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

#### (調査審議手続の非公開)

第25条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

#### (答申)

第26条 審査会は、第18条第1項の規定により諮問があったときは、当該諮問があった 日から起算して90日以内に諮問実施機関に答申しなければならない。ただし、やむを 得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

2 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付 対応できるので必要なし。 するとともに、答申の内容を公表するものとする。

# (諮問実施機関の裁決)

第27条 諮問実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。

2 諮問実施機関は、審査会の答申があったときは、当該答申のあった日の翌日から起算して14日以内に審査請求に対する裁決をしなければならない。

※旧条例第23条の内容は、行服審査法第31条(ロ頭意見陳述)の規定で対応できるので必要なし。

※旧条例第24条の内容は、行服審査法第78条(提出資料の閲覧等)の規定で対応できるので必要なし。

※旧条例第25条の内容は、行政不服審査会の規定(第9条)を準用するので必要なし。

※行政不服審査会に合わせて規定しない。ただし、運用については、規則又は要綱等で整理します。

※旧条例第26条第2項の内容は、行服審査法第79条(答申書の送付等)の規定で対応できるので必要なし。

※行政不服審査会に合わせて規定しない。ただし、運用については、規則又は要綱等で整理します。

※旧条例第27条第2項の内容は、行服審査法第44条の規定(裁決の時期)で対応できるので必要なし。

(現行) 久留米市行政不服審查会条例 (現行) 久留米市情報公開条例	(改正案) 久留米市行政不服審査会及び 久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例
	(準用) 第13条 第3条から第9条までの規定(第6条を除く。)は、情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営について準用する。この場合において、これらの規定(第4条を除く。)中「行政不服審査会」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、第4条中「行政不服審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政」とあるのは「地方自治並びに情報公開及び個人情報保護制度」と読み替えるものとする。 2 法第81条第3項の規定により、法第5章第1節第2款の規定を情報公開・個人情報保護審査会について準用する場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「久留米市情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。
	第 4 章 雅則
(その他の事項) 第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、 市長が規則で定める。	(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
	2 この条例による改正前の久留米市行政不服審査会条例(以下「旧条例」という。)第2条に規定する久留米市行政不服審査会は、改正後の久留米市行政不服審査会及び久留米市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「新条例」という。)第2条の人力で
	のとする。 3 この条例の施行の際、旧条例第2条に規定する久留米市行政不服審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に新条例第4条第1項の規定により久留米市行政不服審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第4条第2項の規定に
	かかわらず、令和7年3月31日までとする。 4 この条例の施行日前に久留米市情報公開条例第20条第1項の規定により置かれていた久留米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧情報公開・個人情報保護審査会」という。)は、新条例第11条の規定により置かれた情報公開・個人情報保護審査会(以下「新情報公開・個人情報保護審査会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。
	5 この条例の施行の際、旧情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行日に、新条例第13条第1項において読み替えて準用する新条例第4条第1項の規定により新情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第13条第1項において読み替えて準用する新条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年11月17日までとする。